

流動性リスク

定 義	財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。
方針・管理方法	(1) 資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を把握・管理することにより、経営基盤の安定性の向上をはかるとともに、平常時においても流動性リスクが顕在化したことを想定しての対応策を確立します。リスク管理方法については以下のとおりです。 ①資金繰り表による流動性資金量の把握 ②有価証券のうち処分可能額の把握 ③預け金の種別構成、満期構成の把握と適正な流動性枠の管理 ④系統を含む他金融機関からの借入れ可能額の把握 ⑤資金調達構成の定期的把握 ⑥預貸金の計画対実績管理 ⑦債券の信用格付の定期的把握 ⑧有価証券購入時の流動性（出来高、発行額、優先順位、仕組みの有無、担保の有無、公募・私募等）の把握

オペレーショナル・リスク

事務リスク

定 義	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等により損失を被るリスクです。
方針・管理方法	(1) 事務リスク管理の重要性に鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手順・手続き・権限行使の厳正化、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理態勢の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応をはかるとともに、お客さまからの信頼性の向上に努めております。 (2) 「事務リスク管理規程」に基づき、事務管理に関する規程類を整備し、厳正・正確な事務処理が行えるよう万全の態勢を整えております。 (3) 組合で定めた「リスク管理指標」により、端末操作のミスや異例処理等の発生状況を月次および時系列で捉え、リスクの所在を把握するとともに、その削減に努めております。 (4) 監査部による定期的な監査の実施や営業店自ら実施する自店検査、および事務部による営業店指導などを通じて、内部牽制をはかりながら事務事故の防止や事務水準の向上に努めております。

システムリスク

定 義	コンピュータシステムの停止・誤作動、不正利用、サイバー攻撃などにより、業務の遂行や顧客サービスの提供等に支障をきたしたり、その結果として損失を被るリスクです。
方針・管理方法	(1) システムリスク管理の重要性を認識し、システムの安全稼働に万全を期して、コンピュータシステム障害などの発生を未然に防止するとともに、万一発生した場合の影響を極小化し早期の回復をはかるために、SKC センターバックアップシステムの利用、通信回線の二重化や障害訓練の実施など、必要な対策を講じております。 (2) 「システムリスク管理規程」および「オペレーショナルリスク管理規程」に基づき、管理態勢、トラブル発生時の対応等を明確にし、安定した業務運営ができるよう、リスク管理態勢の強化に努めております。 (3) オンラインシステムの運用・管理は、信組情報サービス株式会社が運営する「SKC センター」が行っております。同センターは現行システムがある千葉センターとは別に広島県にバックアップセンターを設置しており、万一の障害や災害が発生した場合には、損失を極小化できるよう安全対策を強化しております。さらに万一の事故発生に備え、コンティンジェンシー・プランを策定するなど被害の極小化に努めております。 (4) 金融機関システムに向けたサイバー攻撃等のサイバーセキュリティリスクに対し、「サイバーセキュリティ対策要領」を策定し、懸念すべき攻撃パターンを類型化して対応方針を示しております。また、定期的に組合内ネットワーク等における脆弱性診断を実施し、この他に外部を含めた演習訓練へ参加実施することで、サイバーセキュリティ対策の実効性を検証し、リスク管理体制の強化・向上に努めております。

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスク

定 義	犯罪などにより得た資金を、預金口座間を移動させることにより、その出所を隠蔽しようとする行為（マネー・ロンダリング）や、テロリズムを行うための資金をテロリストに提供する行為（テロ資金供与）により、損失を被るリスクです。
方針・管理方法	(1) 当組合が提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域やお客さま属性等に応じたマネー・ロンダリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク（以下、「マネロン等リスク」）を特定、評価、類型化したうえで、マネロン等リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置を講じております。 (2) 「マネー・ロンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に係る基本規程」および「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策要領」等のマネロン等リスクに関する各種規程類に基づき、管理方法等を明確にして、その管理態勢を構築することにより、マネロン等リスクに対する対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に努めております。

3. マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の管理態勢

当組合は、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という）を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、以下の各号のとおり、管理態勢の強化に取り組んでいます。

- 自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内で実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- マネロン等対策を適切に実施するために、組合内の横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- マネロン等対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域、マネロン等に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。